

報道関係者各位

令和5年12月25日（月）発表

【照会先】

青森労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 南 士氏

地方障害者雇用担当官 澤田 晃式

電話 017（721）2003

令和5年障害者雇用状況の集計結果

～民間企業の雇用障害者数3,864.0人、実雇用率2.55%ともに過去最高を更新～

青森労働局（局長 井嶋 俊幸）では、県内の民間企業や公的機関などにおける、令和5年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、常時雇用する労働者の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇うことを義務付けています。今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用の義務がある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

青森労働局では、引き続き法定雇用率未達成の民間企業・公的機関に対する指導を行ってまいります。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞【法定雇用率2.3% 1,021企業対象】※（ ）は前年の値

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

- ・雇用障害者数 3,864.0人（3,682.0人） 対前年4.9%、182.0人増加
- ・実雇用率 2.55%（2.41%） 対前年比0.14ポイント上昇
- ・法定雇用率達成企業割合 57.0%（55.0%） 対前年比2.0ポイント上昇

＜公的機関＞【法定雇用率2.6%（ただし県教育委員会は2.5%）】

県（3機関）

○雇用障害者数は対前年を上回り、実雇用率は対前年を下回る。

- ・雇用障害者数 149.5人（148.0人） 対前年1.0%、1.5人増加
- ・実雇用率 2.82%（2.92%） 対前年比0.1ポイント低下

県教育委員会

○雇用障害者数、実雇用率ともに対前年を上回る。

- ・雇用障害者数 213.5人（200.5人） 対前年6.5%、13.0人増加
- ・実雇用率 2.27%（2.09%） 対前年比0.18ポイント上昇

市町村等（61機関）

○雇用障害者数、実雇用率ともに対前年を上回る。

- ・雇用障害者数 441.5人（411.0人） 対前年7.4%、30.5人増加
- ・実雇用率 2.33%（2.20%） 対前年比0.13ポイント上昇

＜独立行政法人＞【法定雇用率2.6% 3機関対象】

○雇用障害者数、実雇用率ともに対前年を上回る。

- ・雇用障害者数 14.0人（12.5人） 対前年12%、1.5人増加
- ・実雇用率 2.90%（2.61%） 対前年比0.29ポイント上昇

障害者雇用状況報告の集計結果概要

1 民間企業における雇用状況（常用労働者 43.5 人以上規模企業）

（1）雇用障害者数、実雇用率【第 1 表、第 2 表】

- ① 雇用障害者数は、前年より 182.0 人増加し、3,864.0 人となり 20 年連続で過去最高を更新。
- ② 雇用障害者のうち、身体障害者は 2,093.5 人（対前年 0.5 人減）、知的障害者は 996.5 人（対前年 41.5 人増）、精神障害者は 774.0 人（対前年 141.0 人増）であり、身体障害者においては前年より減少しており、知的障害者・精神障害者は増加となった。
- ③ 実雇用率は、2.55%（前年は 2.41%）と過去最高を更新し、法定雇用率達成企業の割合は 57.0%（前年は 55.0%）となった。

（2）産業別の状況【第 3 表】

- ① 産業別にみると、雇用障害者数は、「農、林、漁業」：30.0 人（0.8%）、「建設業」：126.0 人（3.3%）、「製造業」：913.5 人（23.6%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」：0.0 人（0.0%）、「情報通信業」：37.5 人（1.0%）、「運輸業、郵便業」：167.5 人（4.3%）、「卸売業、小売業」：554.0 人（14.3%）、「金融業、保険業」：108.0 人（2.8%）、「不動産業、物品賃貸業」：12.5 人（0.3%）、「学術研究、専門、技術、サービス業」：31.5 人（0.8%）、「宿泊業、飲食業」：83.0 人（2.1%）、「生活関連サービス業、娯楽業」：111.0 人（2.9%）、「教育、学習支援業」：43.0 人（1.1%）、「医療、福祉」：1,321.0 人（34.2%）、「複合サービス業」：57.0 人（1.5%）、「サービス業」：268.5 人（7.0%）であった。

※（ ）内は雇用障害者数の構成比

- ② 産業別の実雇用率は、「製造業」：2.67%、「宿泊業、飲食サービス業」：2.38%、「生活関連サービス、娯楽業」：3.91%、「教育、学習支援業」：2.30%、「医療、福祉」：3.31% の 5 業種で法定雇用率 2.3% を上回っている。

（3）企業規模別の実雇用率の状況【第 4 表】

- ① 企業規模別にみると、雇用障害者数は、43.5～100 人未満企業で 825.5 人、100～200 人未満企業で 866.0 人、200～300 人未満企業で 536.5 人、300～500 人未満企業で 463.0 人、500～1,000 人未満企業で 368.0 人、1,000 人以上企業で 805.0 人であった。

- ② 実雇用率は、民間企業全体の実雇用率である 2.55%と比較すると、
- (イ) 100～200 人未満企業：3.05%、200～300 人未満企業：2.57%、1,000 人以上企業：2.77%については上回っている。
 - (ロ) 43.5～100 人未満企業：2.17%、300～500 人未満企業：2.40%、500～1,000 人未満企業：2.34%については下回っている。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、43.5～100 人未満企業：51.0%、100～200 人未満企業：69.8%、200～300 人未満企業：61.5%、300～500 人未満企業：50.9%、500～1,000 人未満企業：64.0%、1,000 人以上企業：88.2%であった。

(4) 法定雇用率未達成企業の状況【第 5 表】

- ① 法定雇用率未達成企業（439 企業）のうち、不足数が 0.5 人または 1 人である企業（1 人不足企業）が 78.4%（344 企業）を占めている。
- ② また、障害者を 1 人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は、法定雇用率未達成企業の 66.7%（293 企業）となっている。

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率 2.6%）【第 6 表、第 10 表】

県の機関に在職している障害者の数は 149.5 人で、実雇用率は 2.82%となり、前年に比べ 0.10 ポイント低下している。

(県の機関は 3 機関中 1 機関が未達成)

(2) 県の教育委員会（法定雇用率 2.5%）【第 7 表、第 11 表】

県の教育委員会に在職している障害者の数は 213.5 人で、実雇用率は 2.27%となり、前年に比べ 0.18 ポイント上昇、不足数は前年より 18.0 人減少し、21.5 人となっている。

(3) 市町村等の機関（法定雇用率 2.6%）【第 8 表、第 12 表】

市町村等の機関に在職している障害者の数は 441.5 人で、実雇用率は 2.33%となり、前年に比べ 0.13 ポイント上昇している。(市町村等の機関は 61 機関中 25 機関が未達成。)

3 独立行政法人における雇用状況【第9表、第13表】

独立行政法人（法定雇用率 2.6%）に雇用されている障害者の数は 14.0 人であり、実雇用率は 2.90%と前年に比べ 0.29 ポイント上昇している。

4 今後の取り組み

（1）法定雇用率未達成の民間企業に対する指導

青森労働局、ハローワークでは「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、未達成企業に対し、雇入れ計画作成命令、雇入れ計画の適正実施勧告等により厳正な指導を実施する。

あわせて、以下の取組を実施することにより、障害者雇用の促進を図る。

- ① 雇用実績のない障害者雇用ゼロ企業や1人不足企業に対しては、ハローワークが中心となって就労支援機関と連携したチーム（障害者雇用推進チーム）を設置し、企業ごとの状況及びニーズ等に合わせて「障害者雇用支援計画」を作成するとともに、同計画に基づき、雇用に向けた準備段階から雇用後の職場定着まで一貫した支援を行う。また、障害者雇用企業見学会、職場実習、障害者トライアル雇用、ジョブコーチ支援、特定求職者雇用開発助成金の利用を案内することを通して障害者雇用の促進を図る。
- ② 障害者の法定雇用率が今後段階的に引き上げられる状況を踏まえ、障害者雇用の経験や雇用ノウハウが不足している雇用義務のある企業を対象として、障害者雇用促進法の制度、障害者雇用の進め方及び障害特性について理解を深めるための説明会を開催する。
- ③ 障害の特性に応じた就労支援の強化や就労パスポート（就職や職場定着にむけて、障害者が自分の特徴や希望する配慮等を支援機関とともに整理し、事業主や安定所、支援機関の間で情報共有するためのツール）を普及することにより、障害者の職場定着を図る。

（2）法定雇用率未達成の公的機関に対する指導

民間企業に率先して障害者雇用を進め、模範となるべき公的機関については、未達成機関の長に対して早期の達成に向けて、採用計画の作成、適正実施勧告等により、厳正な指導を実施する。

令和5年6月1日現在における障害者の雇用状況(詳細表)

< 目 次 >

1. 民間企業における障害者の雇用状況

第 1 表	障害者雇用の概況	P.1
第 2 表	障害種別雇用の状況	P.1
第 3 表	障害者雇用の概況(産業別)	P.2
第 4 表	障害者雇用の概況(規模別)	P.3
第 5 表	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	P.3
グ ラ フ	民間企業における障害者の実雇用率と雇用者数の推移	P.4

2. 公的機関における障害者雇用状況(概況)

① 公的機関の障害別雇用状況

第 6 表	県機関	P.5
第 7 表	県教育委員会	P.5
第 8 表	市町村等機関	P.5
第 9 表	独立行政法人	P.5

② 公的機関の各機関別の状況

第 10 表	県機関	P.6
第 11 表	県教育委員会	P.6
第 12 表	市町村等機関	P.6-P.7
第 13 表	独立行政法人	P.7
◎	法定雇用率とは	P.8
◎	障害者雇用率達成指導の流れ	P.9

障害者の雇用状況

1. 民間企業における障害者の雇用状況

第1表 障害者雇用の概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 ③E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業数	⑥ 法定雇用率達成企業割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5(注2)	F. うち新規雇用分(注6)			
青森県	1,021 社 (1,040)	151,404.0 人 (153,072.5)	640 人 (644)	138 人 (132)	2,226 人 (1,950)	440 人 (624)	3,864.0 人 (3,682.0)	318.0 人 (341.5)	2.55 % (2.41)	582 社 (572)	57.0 % (55.0)
全国	108,202 社 (107,691)	27,523,661.0 人 (27,281,606.5)	127,318 人 (125,433)	17,553 人 (17,969)	350,061 人 (317,201)	39,856 人 (55,844)	642,178.0 人 (613,958.0)	63,557.5 人 (58,855.0)	2.33 % (2.25)	54,239 社 (52,007)	50.1 % (48.3)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するにあたり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分としてカウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。
ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。

- ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
- ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者を含む。

6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

第2表 障害種別雇用の状況

① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
	a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5(注2)(注3)	f. うち新規雇用分(注6)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5(注2)(注3)	f. うち新規雇用分(注6)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e(注3)	f. うち新規雇用分(注6)	
3,864.0 人 (3,682.0)	588 人 (586)	105 人 (106)	755 人 (754)	115 人 (124)	2,093.5 人 (2,094.0)	117.5 (119.0)	52 人 (58)	33 人 (26)	697 人 (649)	325 人 (328)	996.5 人 (955.0)	75.5 (74.0)	408 人 (371)	366 人 (348)	366 人 (176)	774.0 人 (633.0)	125.0 人 (148.5)	

注1 ①欄の「障害者の数」とは、②③e欄及び④f欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するにあたりダブルカウントとしている。

3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者（④e欄(注5参照)に該当する者を除く。）である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するにあたり0.5カウントとしている。

4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5 ④e欄の労働者とは、精神障害者であるすべての短時間労働者である。
ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみとしていた。

- ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
- ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

第3表 障害者雇用の概況（産業別）

区 分	① 企業数	② 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数(注1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 ③E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業数	⑥ 法定雇用率 達成企業割合
			A. 重度身体障害者 及び重度知的障 害者(注3)	B. 重度身体障害者 及び重度知的障 害者である短時 間労働者(注3)	C. 重度以外の身体 障害者、知的障 害者及び精神障 害者 (注3)(注4)	D. 重度以外の身体 障害者及び知的 障害者並びに精 神障害者である 短時間労働者 (注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5(注2)			
産業計	社 1,021 (1,040)	人 151,404.0 (153,072.5)	人 640 (644)	人 138 (132)	人 2,226 (1,950)	人 440 (624)	人 3,864.0 (3,682.0)	% 2.55 (2.41)	社 582 (572)	% 57.0 (55.0)
農、林、漁業	12 (16)	1,391.0 (1,571.5)	4 (4)	0 (0)	22 (21)	0 (2)	30.0 (30.0)	2.16 (1.91)	9 (10)	75.0 (62.5)
建設業	80 (79)	5,799.5 (5,878.0)	33 (35)	3 (3)	57 (55)	0 (2)	126.0 (129.0)	2.17 (2.19)	43 (44)	53.8 (55.7)
製造業	184 (193)	34,199.0 (34,748.5)	180 (187)	13 (8)	505 (463)	71 (83)	913.5 (886.5)	2.67 (2.55)	106 (114)	57.6 (59.1)
電気・ガス・熱供給 ・水道業	2 (3)	105.0 (149.5)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0.0 (1.0)	0.00 (0.67)	0 (1)	0.0 (33.3)
情報通信業	17 (18)	2,013.0 (2,262.5)	8 (9)	0 (0)	21 (18)	1 (2)	37.5 (37.0)	1.86 (1.64)	10 (10)	58.8 (55.6)
運輸業、郵便業	60 (60)	7,414.0 (7,495.5)	33 (29)	1 (1)	97 (98)	7 (7)	167.5 (160.5)	2.26 (2.14)	33 (30)	55.0 (50.0)
卸売業、小売業	158 (150)	29,055.5 (28,489.5)	69 (68)	22 (27)	360 (312)	68 (84)	554.0 (517.0)	1.91 (1.81)	64 (54)	40.5 (36.0)
金融業、保険業	10 (10)	4,889.0 (5,139.5)	23 (27)	0 (1)	62 (60)	0 (2)	108.0 (116.0)	2.21 (2.26)	5 (4)	50.0 (40.0)
不動産業、物品賃貸業	8 (10)	975.5 (1,096.5)	3 (4)	0 (0)	6 (3)	1 (2)	12.5 (12.0)	1.28 (1.09)	1 (2)	12.5 (20.0)
学術研究、専門・技術 サービス業	17 (16)	1,453.0 (1,309.0)	7 (4)	0 (0)	17 (12)	1 (0)	31.5 (20.0)	2.17 (1.53)	12 (8)	70.6 (50.0)
宿泊業、飲食サービス 業	30 (34)	3,485.0 (3,648.0)	15 (14)	3 (3)	43 (43)	14 (22)	83.0 (85.0)	2.38 (2.33)	23 (22)	76.7 (64.7)
生活関連サービス業、 娯楽業	28 (26)	2,842.5 (2,847.5)	15 (16)	6 (1)	73 (66)	4 (7)	111.0 (102.5)	3.91 (3.60)	18 (16)	64.3 (61.5)
教育・学習支援業	16 (15)	1,869.0 (1,833.5)	9 (10)	0 (0)	25 (22)	0 (1)	43.0 (42.5)	2.30 (2.32)	9 (10)	56.3 (66.7)
医療、福祉	288 (299)	39,956.5 (40,829.5)	183 (178)	78 (80)	757 (612)	240 (361)	1,321.0 (1,228.5)	3.31 (3.01)	195 (191)	67.7 (63.9)
複合サービス事業	17 (19)	3,758.0 (4,068.0)	12 (17)	1 (2)	31 (34)	2 (3)	57.0 (71.5)	1.52 (1.76)	4 (6)	23.5 (31.6)
サービス業	94 (92)	12,198.5 (11,706.0)	46 (42)	11 (6)	150 (130)	31 (46)	268.5 (243.0)	2.20 (2.08)	50 (50)	53.2 (54.3)

(注) 第1表と同じ

第4表 障害者雇用の概況（規模別）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 ③E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業数	⑥ 法定雇用率達成企業割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5(注2)			
規模計	企業 1,021 (1,040)	人 151,404.0 (153,072.5)	人 640 (644)	人 138 (132)	人 2,226 (1,950)	人 440 (624)	人 3,864.0 (3,682.0)	% 2.55 (2.41)	企業 582 (572)	% 57.0 (55.0)
43.5～ 100人未満	606 (616)	38,076.5 (38,439.5)	114 (118)	49 (44)	456 (439)	185 (257)	825.5 (847.5)	2.17 (2.20)	309 (307)	51.0 (49.8)
100～ 200人未満	222 (231)	28,397.0 (29,358.0)	146 (147)	31 (25)	495 (386)	96 (125)	866.0 (767.5)	3.05 (2.61)	155 (156)	69.8 (67.5)
200～ 300人未満	96 (93)	20,858.5 (20,168.0)	102 (106)	9 (14)	305 (236)	37 (61)	536.5 (492.5)	2.57 (2.44)	59 (53)	61.5 (57.0)
300～ 500人未満	55 (57)	19,290.0 (19,485.5)	89 (96)	22 (18)	246 (215)	34 (60)	463.0 (455.0)	2.40 (2.34)	28 (31)	50.9 (54.4)
500～ 1,000人未満	25 (26)	15,699.5 (16,326.5)	53 (53)	9 (10)	238 (231)	30 (43)	368.0 (368.5)	2.34 (2.26)	16 (13)	64.0 (50.0)
1,000人以上	17 (17)	29,082.5 (29,295.0)	136 (124)	18 (21)	486 (443)	58 (78)	805.0 (751.0)	2.77 (2.56)	15 (12)	88.2 (70.6)

(注) 第1表と同じ

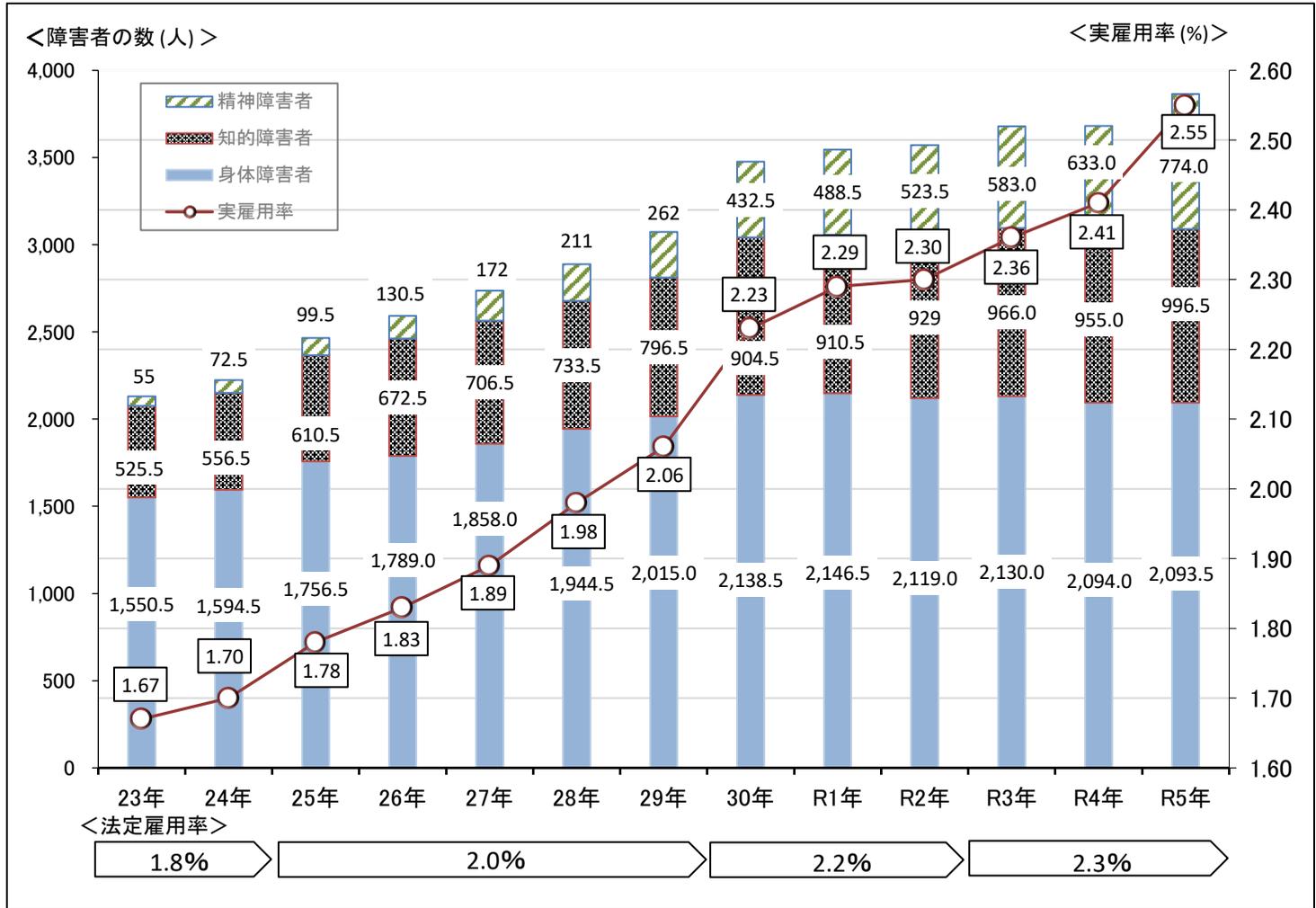
第5表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	① 法定雇用率未達成企業の数	② 不足数						③ 障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上7人以下	7.5人以上	
規模計	439 (100.0%)	344 (78.4%)	60 (13.7%)	22 (5.0%)	8 (1.8%)	5 (1.1%)	— —	293 (66.7%)
43.5～ 100人未満	297 (100.0%)	279 (93.9%)	18 (6.1%)	— —	— —	— —	— —	273 (91.9%)
100～ 200人未満	67 (100.0%)	42 (62.7%)	21 (31.3%)	4 (6.0%)	— —	— —	— —	19 (28.4%)
200～ 300人未満	37 (100.0%)	9 (24.3%)	14 (37.8%)	10 (27.0%)	4 (10.8%)	— —	— —	1 (2.7%)
300～ 500人未満	27 (100.0%)	12 (44.4%)	6 (22.2%)	4 (14.8%)	3 (11.1%)	2 (7.4%)	— —	— —
500～ 1,000人未満	9 (100.0%)	2 (22.2%)	— —	4 (44.4%)	1 (11.1%)	2 (22.2%)	— —	— —
1,000人以上	2 (100.0%)	— —	1 (50.0%)	— —	— —	1 (50.0%)	— —	— —

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

グラフ 民間企業における障害者の実雇用率と雇用者数の推移



注1 雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年以降は43.5人以上規模の企業)についての集計である。

注2 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- | | |
|--|--|
| <p>平成17年まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 <p>平成18年以降平成22年まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者(0.5人でカウント) | <p>平成23年以降</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者(0.5人でカウント) 知的障害者である短時間労働者(0.5人でカウント) 精神障害者である短時間労働者(0.5人でカウント)(※) |
|--|--|

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントしている。

- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用されたものであって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

注3 法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年以降は2.3%となっている。

2. 公的機関における障害者雇用状況(概況)

①公的機関の障害別雇用状況

第6表 県機関 (法定雇用率2.6%)

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C +D×0.5 (注2)	F. うち新規雇用分(注6)			
機関 3	人 5,301.0	人 36.0	人 2.0	人 72.0	人 7.0	人 149.5	人 10.0	% 2.82	機関 2	% 66.7
(3)	(5,074.0)	(36.0)	(2.0)	(69.0)	(10.0)	(148.0)	(15.5)	(2.92)	(2)	(66.7)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下の注4に該当する者については、1人分とカウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間勤務職員を含む。

ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。

① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。

② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者を含む。

6 F欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

第7表 県教育委員会(法定雇用率2.5%)

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C +D×0.5 (注2)	F. うち新規雇用分(注6)			
機関 1	人 9,424.5	人 47.0	人 1.0	人 117.0	人 3.0	人 213.5	人 48.0	% 2.27	機関 0	% 0.0
(1)	(9,606.5)	(46.0)	(2.0)	(105.0)	(3.0)	(200.5)	(33.0)	(2.09)	(0)	(0.0)

注 第6表と同じ

第8表 市町村等機関(法定雇用率2.6%)

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C +D×0.5 (注2)	F. うち新規雇用分(注6)			
機関 61	人 18,909.0	人 109.0	人 6.0	人 216.0	人 3.0	人 441.5	人 49.0	% 2.33	機関 36	% 59.0
(61)	(18,682.0)	(97.0)	(5.0)	(210.0)	(4.0)	(411.0)	(44.0)	(2.20)	(35)	(57.4)

注 第6表と同じ

第9表 独立行政法人(法定雇用率2.6%)

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C +D×0.5 (注2)	F. うち新規雇用分(注6)			
機関 3	人 483.5	人 3.0	人 0.0	人 7.0	人 2.0	人 14.0	人 1.0	% 2.90	機関 3	% 100.0
(3)	(478.5)	(3.0)	(0.0)	(6.0)	(1.0)	(12.5)	(1.0)	(2.61)	(2)	(66.7)

注 第6表と同じ

②公的機関の各機関別の状況

第10表 県機関の状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	5,301.0	149.5	2.82	5.0	
青森県知事部局	3,957.5	116.0	2.93	0.0	
青森県病院局	953.0	19.0	1.99	5.0	
青森県警察本部	390.5	14.5	3.71	0.0	

第11表 県教育委員会(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	9,424.5	213.5	2.27	21.5	
青森県教育委員会	9,424.5	213.5	2.27	21.5	

第12表 市町村等機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	18,909.0	441.5	2.33	59.0	
青森市	2,645.5	65.0	2.46	3.0	
弘前市	1,425.0	34.0	2.39	3.0	
八戸市	1,604.5	43.0	2.68	0.0	
黒石市	324.0	8.0	2.47	0.0	
五所川原市	604.5	16.0	2.65	0.0	注4 (A)
十和田市	393.0	10.0	2.54	0.0	
三沢市	458.5	15.0	3.27	0.0	
むつ市	608.5	14.0	2.30	1.0	
つがる市	281.0	9.0	3.20	0.0	
平川市	404.5	12.0	2.97	0.0	注4 (A)
平内町	304.0	6.0	1.97	1.0	
今別町	90.0	0.0	0.00	2.0	
蓬田村	89.0	2.0	2.25	0.0	
外ヶ浜町	145.5	3.0	2.06	0.0	
鱒ヶ沢町	196.0	4.0	2.04	1.0	
深浦町	229.0	5.0	2.18	0.0	
西目屋村	-	-	-	-	注5
藤崎町	139.0	2.0	1.44	1.0	
大鰐町	151.0	3.0	1.99	0.0	
田舎館村	94.0	5.0	5.32	0.0	
板柳町	282.5	5.0	1.77	2.0	
鶴田町	173.5	3.0	1.73	1.0	
中泊町	140.0	4.0	2.86	0.0	
野辺地町	175.0	4.0	2.29	0.0	
七戸町	193.0	6.0	3.11	0.0	
六戸町	133.5	0.0	0.00	3.0	
横浜町	117.0	1.0	0.85	2.0	
東北町	218.0	3.5	1.61	1.5	
六ヶ所村	256.5	2.0	0.78	4.0	
おいらせ町	273.5	6.0	2.19	1.0	
大間町	83.0	3.0	3.61	0.0	
東通村	147.5	4.0	2.71	0.0	
風間浦村	68.5	1.0	1.46	0.0	
佐井村	51.0	1.0	1.96	0.0	
三戸町	284.0	4.0	1.41	3.0	
五戸町	291.5	3.0	1.03	4.0	
田子町	167.5	5.0	2.99	0.0	
南部町	235.5	6.0	2.55	0.0	
階上町	97.0	2.0	2.06	0.0	
新郷村	98.5	0.0	0.00	2.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
青森市教育委員会	332.0	10.0	3.01	0.0	
弘前市教育委員会	304.0	5.5	1.81	1.5	
八戸市教育委員会	336.0	10.0	2.98	0.0	
黒石市教育委員会	105.0	2.0	1.90	0.0	
五所川原市教育委員会	-	-	-	-	注4(B)
十和田市教育委員会	120.0	2.0	1.67	1.0	
三沢市教育委員会	111.5	2.0	1.79	0.0	
むつ市教育委員会	214.0	3.0	1.40	2.0	
つがる市教育委員会	106.0	1.0	0.94	1.0	
平川市教育委員会	-	-	-	-	注4(B)
藤崎町教育委員会	52.5	1.0	1.90	0.0	
青森市企業局水道部	292.0	10.0	3.42	0.0	
青森市企業局交通部	113.5	4.0	3.52	0.0	
弘前市上下水道部	107.0	1.0	0.93	1.0	
八戸圏域水道企業団	156.0	5.0	3.21	0.0	
八戸市交通部	91.0	4.0	4.40	0.0	
八戸市立市民病院	797.5	22.0	2.76	0.0	
一部事務組合下北医療センター	565.0	9.0	1.59	5.0	
十和田市立中央病院	334.5	4.0	1.20	4.0	
つがる西北五広域連合病院事業	575.5	6.0	1.04	8.0	
三沢市立三沢病院	225.0	10.0	4.44	0.0	
黒石病院	197.5	8.5	4.30	0.0	
十和田市上下水道部	39.0	1.0	2.56	0.0	
大間病院	61.5	1.0	1.63	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、短時間勤務職員である精神障害者については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 注5の機関は①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」が38.5人未満のため通報対象外である。

第13表 独立行政法人(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	483.5	14.0	2.90	0.0	
公立大学法人 青森県立保健大学	110.0	3.0	2.73	0.0	
公立大学法人 青森公立大学	61.0	2.0	3.28	0.0	
地方独立行政法人 青森県産業技術センター	312.5	9.0	2.88	0.0	

[参考]

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	1,836.5	48.0	2.61	0.0	
国立大学法人弘前大学	1,836.5	48.0	2.61	0.0	

◎法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用の義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)である。

- 民間企業
 - ・ 一般の民間企業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.3%
(対象企業:43.5人以上規模の企業)
 - ・ 特殊法人等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.6%
(対象法人:38.5人以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等)
- 国、地方公共団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.6%
(対象機関:職員数38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.5%
(対象機関:職員数40.0人以上規模の機関)

※ ()内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

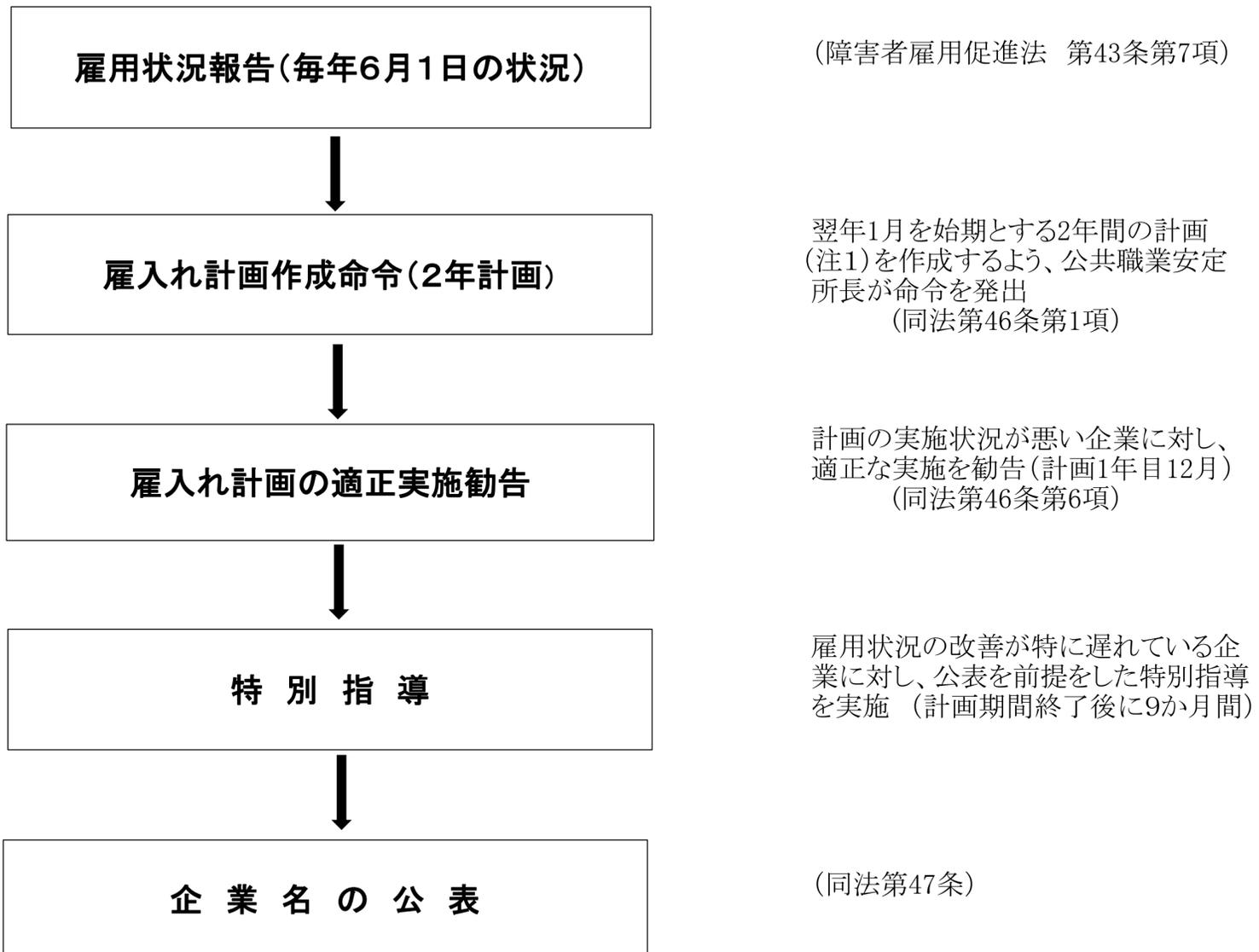
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者及び短時間勤務職員については、1人を0.5カウントとしている。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

◎障害者雇用率達成指導の流れ（民間企業）

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



特に不足数の多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

※「障害者雇入れ計画」作成命令の発出基準

- ①「実雇用率が全国平均値未満、かつ不足数5人以上」の場合
- ②「実雇用率に関係なく、不足数10名以上」の場合
- ③「法定雇用数が3人または4人であり、雇用障害者数が0人(実雇用率が0%)の場合

(注1)平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から、2年間に短縮している。